

鳥取大学医学部学寮管理運営細則

昭和42年2月23日
鳥取大学医学部規則第1号

(根拠)

第1条 この細則は、鳥取大学学寮規則(昭和40年鳥取大学規則第31号)第13条の規定に基づき、医学部学寮の管理運営に関して入寮から退寮までの具体的事項を定めるものとする。

(学寮の名称等)

第2条 医学部長の管理する学寮の名称、収容対象及び定員は、次のとおりとする。

名 称	収 容 対 象	定 員
鳥取大学医学部学寮	医学科，生命科学科2年次以上，保健学科2年次以上及び大学院医学系研究科の男子学生	53人
	医学科，生命科学科2年次以上，保健学科2年次以上及び大学院医学系研究科の女子学生	12人

(審議機関)

第3条 学生生活委員会は、鳥取大学学生生活支援委員会の方針及び方策に基づき、本学寮について次の事項を審議する。

- 一 施設の整備保全及び防災に関すること。
- 二 入退寮に関すること。
- 三 寮生の負担経費に関すること。
- 四 寮生の福利厚生及び保健衛生に関すること。
- 五 その他重要なこと。

2 前項の審議に際し、必要があるときは委員以外の教職員及び寮生代表の出席を求めて意見を聴くことができる。

3 本条第1項の審議事項について、寮生の意見を聞くため、学生生活委員と寮生との会合をもつことができる。

(入寮願)

第4条 入寮を希望する学生は、所定の様式による入寮願を医学部長に提出するものとする。

(入寮者の選考)

第5条 入寮者の選考は、学生生活委員会の定めた方針に基づいて医学部長が行う。

2 前項の選考を行うに当たり、事前に寮生代表の希望意見を聴するものとする。

(入寮手続)

第6条 入寮を許可された者は、指定された期限内に、所定の様式による誓約書を提出して入寮するものとする。

(退寮手続)

第7条 退寮を希望する者は、所定の様式による退寮願を、医学部長に提出するものとする。

2 休業期間中のみの退寮は認めない。

(在寮期間)

第8条 在寮期間は、2年以内とする。ただし、願い出によって在寮期間を延長することができる。

2 前項の延長の手続きは、入寮の場合に準ずる。

(寮生以外の者の宿泊)

第9条 寮生以外の者から特別の理由による寮内宿泊の願い出のあったときは、医学部長は、所定の条件を付してこれを許可することがある。

(光熱水料等の経費の負担)

第10条 食費その他私生活のために要する光熱水料等の経費は寮生の負担とする。

(施設保全の義務)

第11条 寮生は、学寮の施設・設備等の保全については、次の各号に定めるところに従うものとする。

- 一 医学部長の許可なくして施設・設備に工作を加えないこと。
- 二 施設・設備を損傷したときは弁償すること。
- 三 防火その他学寮の管理運営に必要な事項につき、大学の指示に従い、これに協力すること。

(退寮処置)

第12条 寮生が次の各号の一に該当するときは、医学部長は、学生生活委員会の議を経て退寮を命ずることができる。

- 一 3月以上寄宿料又は第10条に規定する経費の納入を怠ったとき。
- 二 停学を命ぜられたとき。
- 三 疾病等により共同生活に適しないと認められたとき。
- 四 在寮期間を超えたとき。
- 五 その他学寮の管理運営に著しく支障をきたす行為のあったとき。

(その他)

第13条 この細則の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、昭和42年2月23日から施行する。

附 則 (昭和51年9月22日鳥取大学医学部規則第2号)

この細則は、昭和51年9月22日から施行する。

附 則 (平成3年3月28日鳥取大学医学部規則第2号)

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年1月17日鳥取大学医学部規則第1号)

この細則は、平成8年1月17日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年8月18日鳥取大学医学部規則第25号)

この細則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月12日鳥取大学医学部規則第2号)

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月25日鳥取大学医学部規則第17号)

この細則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月23日鳥取大学医学部規則第3号)

この細則は、平成17年2月23日から施行し、改正後の鳥取大学医学部学寮管理運営細則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月19日鳥取大学医学部規則第6号)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。